

点検報告をしなければならない防火対象物の指定

鳥取県東部広域行政管理組合消防局告示第2号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条第2項第2号の規定により消防用設備等について、消防設備士等に点検を行わせなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

昭和53年5月1日

鳥取県東部広域行政管理組合

消防局長 林 昭

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで（16）項口、（17）項、（18）項のうち延面積1,000平方メートル以上のものとする。